

徳島県告示第三百十号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定により、橘港の港湾施設の概要を次のとおり公示する。

令和六年六月十四日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 港湾施設の種類

港湾環境整備施設（緑地）

二 名称

小勝緑地

三 位置

阿南市橘町小勝一番四、三番及び三番二

四 数量及び能力

緑地 二二、一五五・五七平方メートル